業績の概況

Q 預金や預かり資産の推移はどうですか?

A 預金、預かり資産ともにお客さまからの幅広いご支持をいただいて、堅調に推移しています。

預金残高／うち個人預金

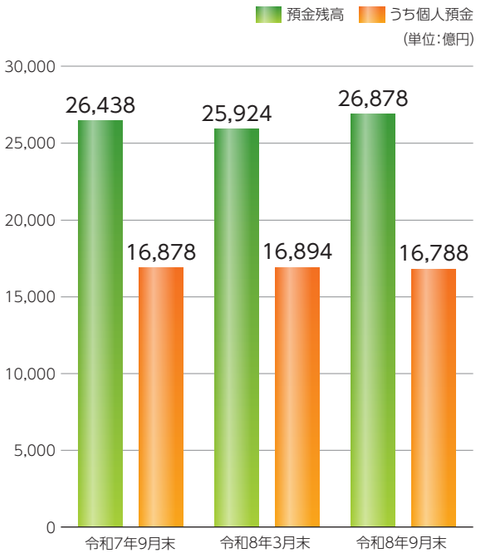

預かり資産残高

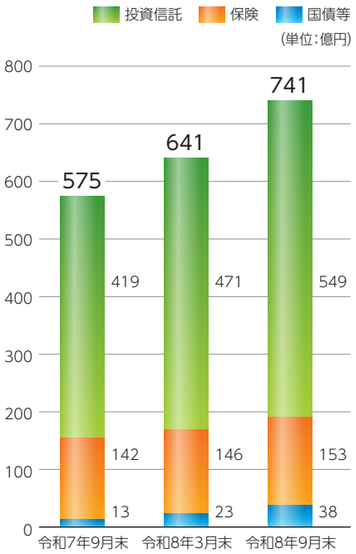



Q 貸出金の推移はどうですか?

A 中小企業の業況が厳しいなか、お取引先事業者の資金繰り支援や課題解決型融資を推進しました。

貸出金残高／うち事業性貸出

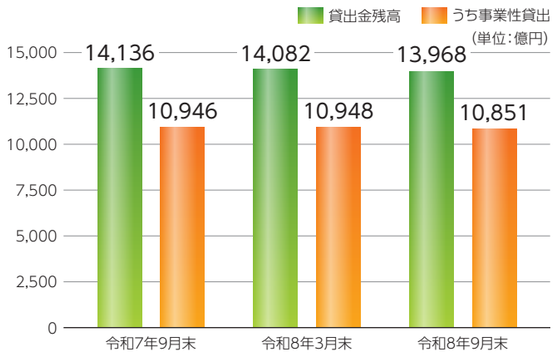

Q 業種別の貸出金の状況はどうですか?

A 製造業を中心にバランスを考慮した融資を行っています。

業種別貸出金残高状況

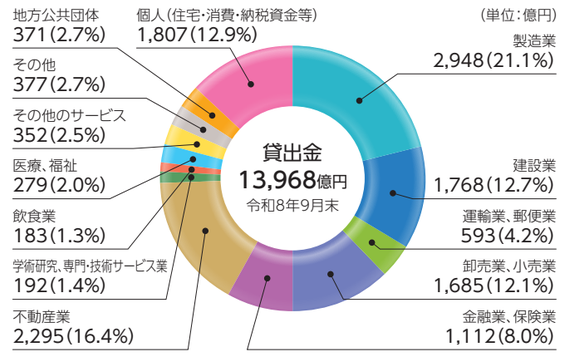

Q 健全性はどうですか?

A 自己資本比率は国内基準の4%を大きく上回る11.85%を確保しました。

自己資本比率

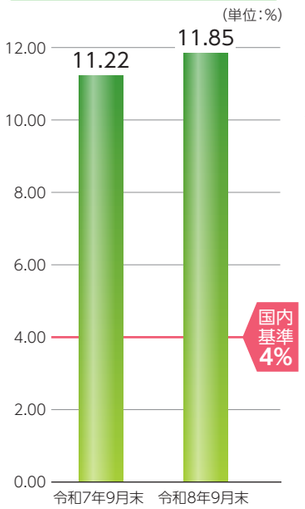

自己資本額

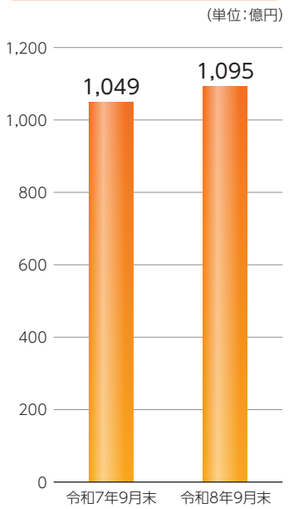

(注)自己資本の充実の状況等に関する資料については、当金庫ホームページで開示しています。

自己資本比率とは

貸出金、保有する有価証券などの資産に占めるリスク額に対して、自己資本(出資金や内部留保など)がどれだけ占めるかを表したもので、金融機関の健全性を示す指標です。当金庫のように国内業務に特化している金融機関は、最低4%が基準(国内基準)として定められています。

Q 収益力の推移はどうですか?

A 安定した収益を確保し、高い健全性を維持しています。

業務純益 コア業務純益 経常利益 当期純利益

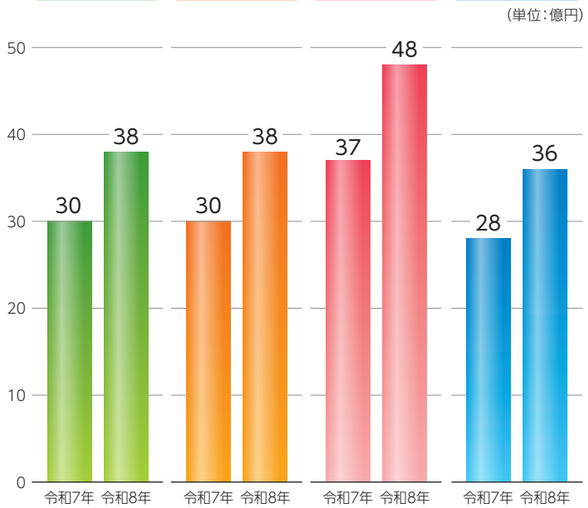

コア業務純益とは

業務純益から国債等の債券売却損益等や、一般貸倒引当金繰入・戻入の特殊要因による影響を除いた、実質的な信用金庫の期間収益力を表す指標です。

Q 不良債権の状況はどうですか?

A 中小企業の業況が厳しいなか、お取引先事業者のモニタリングを行い、経営改善支援に全力で取り組んでいます。また、不良債権につきましては、担保・保証によるカバーや自己資本の充実に努めることにより予想される将来の損失を含め、十分な保全を図っています。

不良債権残高／不良債権比率

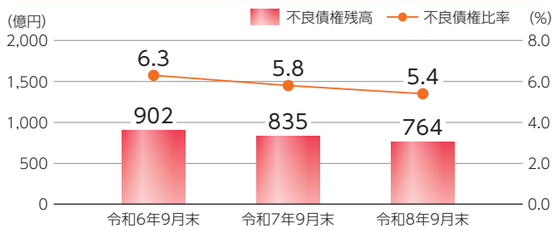

不良債権に対する保全状況

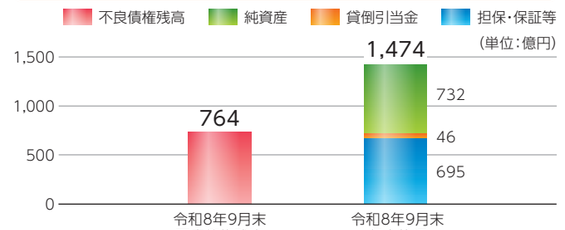

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位:百万円)

		開示残高(a)	保全額(b)			保全率(%)(b)/(a)	引当率(%)(d)/((a)−(c))
				担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和7年9月末	38,111	38,111	32,466	5,645	100.00	100.00
	令和8年9月末	33,558	33,558	29,697	3,861	100.00	100.00
危険債権	令和7年9月末	43,182	41,734	41,092	641	96.65	30.70
	令和8年9月末	40,630	39,357	38,665	692	96.87	35.23
要管理債権	令和7年9月末	2,211	1,352	1,263	89	61.19	9.42
	令和8年9月末	2,249	1,229	1,143	86	54.64	7.78
三月以上延滞債権	令和7年9月末	−	−	−	−	−	−
	令和8年9月末	−	−	−	−	−	−
貸出条件緩和債権	令和7年9月末	2,211	1,352	1,263	89	61.19	9.42
	令和8年9月末	2,249	1,229	1,143	86	54.64	7.78
小　計	令和7年9月末	83,505	81,199	74,822	6,376	97.24	73.43
	令和8年9月末	76,439	74,146	69,506	4,639	97.00	66.92
正常債権	令和7年9月末	1,342,207					
	令和8年9月末	1,329,543					
合　計	令和7年9月末	1,425,713					
	令和8年9月末	1,405,982					

解説

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。